

重要につき、必ずご覧ください!!

新入生保護者の皆さまへ

# 千葉工業大学大学院(2026年度) 学生総合補償制度のご案内

(傷害総合保険)

ご入学  
おめでとう  
ございます

本制度は千葉工業大学大学院の学生専用の制度です

(この保険は学校法人千葉工業大学が保険契約者となる団体契約です。)

このパンフレットには2026年度 千葉工業大学大学院「学生総合補償制度のご案内」別冊  
(補償内容・重要事項のご説明)がついています。併せてご確認ください。

2025年10月改定

団体割引  
**10%適用**

団体割引は、本団体契約の  
前年のご加入人数により決定  
しています。

手続きはWEBで簡単申込!  
スマートフォンやタブレット・PCからアクセス!!

お手続きは5分

捺印や署名は一切不要。24時間いつ  
でも手続きが可能です。

コンビニでお支払い

保険料は、手続き完了後、コンビニ払  
込票で手軽にお支払いいただけます。

すぐ契約内容が解る

手続き完了メールが届いたら、すぐに  
加入内容が解りますので安心です。



保険期間 **2026年4月1日午後4時から**

**2028年4月1日午後4時まで 2年間**

一次締切 **2026年3月31日(火)【お早めにお手続きください】**

※加入者証は4/1補償開始の場合、6月中旬頃発送となります旨、ご了承ください。

●お問い合わせ先・連絡先  
<取扱代理店>

株式会社シーアイティ・サービス(千葉工業大学100%出資子会社)  
担当:小野寺、西岡、茂木、中内  
TEL:047-454-9776 FAX:047-454-9771  
メールアドレス:cits-info@it-chiba.ac.jp  
〒275-0023 千葉県習志野市芝園2-1-1

<引受保険会社>  
損害保険ジャパン株式会社  
千葉支店 法人支社  
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港8-4  
TEL:043-243-3086

## 制度の特長

●保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

### ①団体割引を適用

学校法人千葉工業大学を保険契約者とする団体契約のため団体割引10%が適用されます。

### ②さまざまな補償

熱中症(熱射病、日射病)や細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による身体の障害も補償します。また、地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。

### ③学生自身の病気に対する補償も充実

申込み時の医師の診査不要のため、ご加入しやすくなっています。

ご加入時に指定された扶養者が保険期間中に発病した病気により亡くなられた場合や国内外を問わずケガや天災により亡くなれたり、所定の重度後遺障害が生じた場合に、育英費用や学業費用(授業料など)を補償します。ご加入の皆さまの学生ライフに合わせて、ご加入プランをお選びください。



## 育英費用保険金・学業費用保険金のお支払例

### [ご加入条件] MAコースをご加入の場合

- 保険期間：2年間
- 学業費用支払対象期間：2028年4月1日まで
- 育英費用保険金額：100万円
- 学業費用保険金額：90万円限度

### [実際にかかった費用]

- 授業料等(年間実額):90万円
- 大学院初年度は45万円  
(前期分は支払い済み)

お支払例は、一例です。  
※本プランの学業費用はケガの事故だけではなく病気による場合も補償の対象ですが、育英費用はケガの場合のみ対象です。

(例)扶養者がケガで死亡  
大学院1年生の4月30日の事故の場合



学業費用保険金は、満期日までに支払った事故日以降の毎年の授業料の学費を学業費用保険金額を限度に補償します。

※事故の発生の日以前に支払った学費は補償されません。

事故発生の日以降、毎年の授業料等は学業費用保険金で、大学院修了までに支払う学費を学業費用保険金額を限度に補償します。

合計235万円  
のお支払い

お支払例は、ケガの場合です。

※本プランの学業費用は病気による場合も補償の対象ですが、育英費用はケガの場合のみ対象です。

※事故の発生の日以前に支払った学費は補償されません。※地震・噴火またはこれらを原因とする津波による事故も補償されます。

# ▼千葉工業大学大学院学生総合補償制度は次のような場合に補償します。

## 扶養者の方に 万一のことがあった場合の補償

### ①【ケガによる育英費用の補償】

保険金額の全額をお支払いします。

### ②【ケガによる学業費用の補償】

授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

### ③【疾病による学業費用の補償】

扶養者の方が、病気により亡くなられた場合、授業料などの実費を保険金額を限度にお支払いします。



#### 「扶養者」とは

学生ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者は予め指定された1名となります。)

#### 「加入者」とは

本保険の保険料負担者のことをいいます。

#### 「加入対象者」とは

千葉工業大学院の学生の皆さま(被保険者)となります。

※「扶養者」、「加入者」は異なる方でも可能です。

## お子さま(被保険者)ご本人のケガ・病気の補償

### ④ケガの補償

- 学校でのケガ
- 日常生活でのケガ
- 交通事故によるケガ
- レジャー・スポーツ中のケガ



### ⑤病気による入院・手術の補償

病気で入院したり、手術したりした。



### ⑥熱中症の補償

サークル活動中に熱中症で倒れ、入院した。



### ⑦食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒になり入院した。



## ⑧天災危険の補償

地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。



## 自宅の補償(自宅外通学生用)

### ⑨借家人賠償責任の補償

下宿をしている学生やお子さまが借用している戸室を火災・落雷・破裂爆発により損壊したことにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(自己負担額:なし)  
(注)上記事例でも事故状況等により、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。



## ⑩学生生活用動産の補償

一人暮らしや下宿をしているお子さまが所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

※ご実家などご家族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。

※1回の事故につき、次の額を自己負担していただきます。

- 盗難の場合：10万円
- 火災、落雷、破裂、爆発の場合：なし
- その他の事故による損害の場合：1万円



## ⑪弁護士費用の補償

### “弁護のちから”が支えるトラブル 法的トラブルにあったときの 弁護士費用をサポートします。

#### トラブルの当事者



お子さま

#### 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。
- ひったくり等の盗難被害にあった。



#### 人格権侵害(※)

- 万引きの疑いをかけられ、店舗内に長時間拘束された。
- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。

※人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

### 千葉工業大学だけの 安心サポート



さまざまなトラブルが潜む中…  
法的トラブルについてはこのような声があります

## Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起ったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、  
さまざまな法的トラブルが起きています。

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



自転車での追突



子どものいじめ



SNSによる誹謗中傷



インターネット通販詐欺

他にも…

通り魔被害

痴漢被害

など

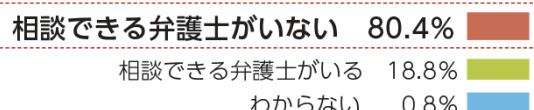
万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

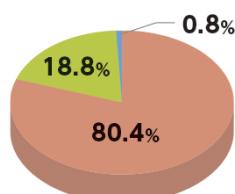
## Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がない」という方が多いのが現状です。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに  
損保ジャパンにて作成



全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

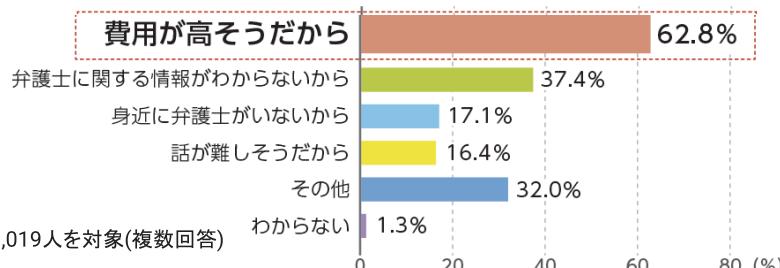


## Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)



みなさまの声にお応えして、

**弁護のちから**は **あなたのちから**になります！



# 弁護士費用補償

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの当事者



被保険者  
ご本人

お子さまが成人後も補償の対象となります。

## 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といいつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



## 人格権侵害<sup>(※)</sup>

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



**X** 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

## 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償<sup>(※)</sup>

### 1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する  
弁護士等への委任に  
かかった費用

■保険金額  
(保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

$\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

### 2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する  
法律相談・書類作成にか  
かった費用

■保険金額  
(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

自己負担額  
(免責金額) **1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

#### お支払い事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**  
着手金 15万円、報酬金 35万円



弁護士費用保険金のお支払い額

$50\text{万円} \times (100\% - 10\% \text{ (自己負担割合)}) = 45\text{万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

$1\text{万円} - 1,000\text{円} \text{ (自己負担額)} = 9,000\text{円}$

**合計 45万9,000円をお支払い**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



## 相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客様から依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客様に弁護士をご紹介します。



## 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。

警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることができるのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

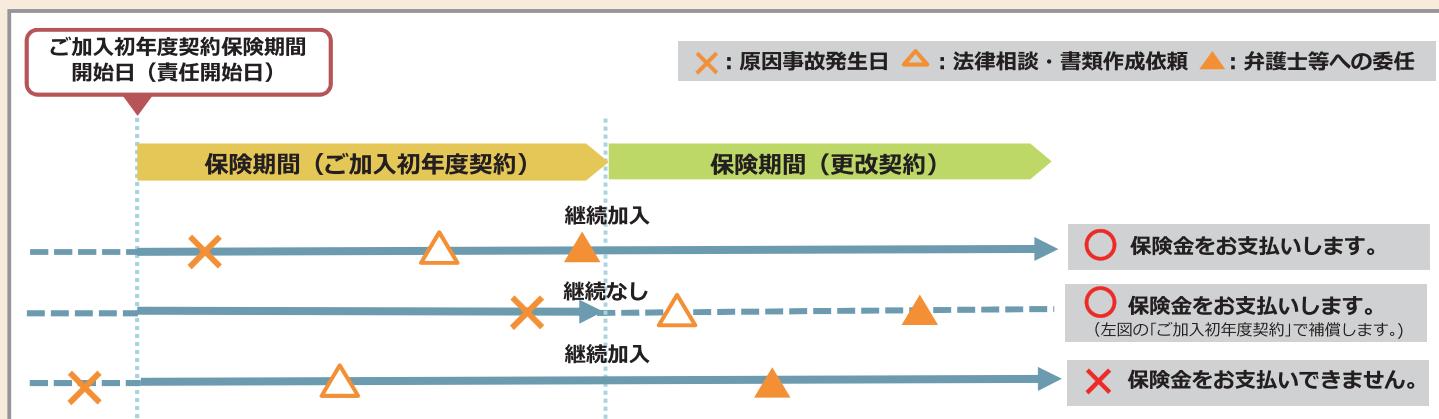
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注)保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

## 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



# 保険金額と保険料

団体割引10%適用

※休学などで卒業年度が延長となった場合には再契約が必要となりますのでご注意ください。

※自宅外通学生とは賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。不動産会社などで下記⑨、⑩を別途補償されている方は自宅通学生タイプからお選びください。

※保険期間の開始時より前に発病した疾病やケガに対しては、保険金をお支払できません。詳細はこの保険のあらまし(契約概要のご説明)P8をご参照ください。

ご加入プラン			自宅通学生タイプ	自宅外通学生タイプ
			MAコース	MBコース
保険金額	①   扶養者に万が一のことがあった場合	育英費用(ケガ) 一時金をお支払いします(1回のみのお支払い)	100万円(一時金)	
		学業費用(ケガ) 扶養者がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用を限度額まで実額でお支払いします。		90万円限度 (1年につき)
		学業費用(病気) 扶養者が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用を限度額まで実額でお支払いします。		
	④   お子さまご本人のケガの補償	死亡・後遺障害 お子さまご本人が、ケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	100万円	
		入院保険金日額 お子さまご本人が、ケガで入院された場合にお支払いします。	5,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)
		手術 お子さまご本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍	
		通院保険金日額 お子さまご本人がケガで通院された場合にお支払いします。	2,000円 (1日につき)	2,000円 (1日につき)
	⑤  お子さまご本人の病気の補償	疾病入院保険金日額 お子さまご本人が、病気で入院された場合にお支払いします。	5,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)
		疾病手術 お子さまご本人が、病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍	
	⑥ 熱中症の補償	⑦ 細菌性食中毒または ウイルス性食中毒の補償	④が補償対象となります。	
	⑧ 天災危険の補償		①・②・④が補償対象となります。	
	⑨ 借家人賠償責任の補償 下宿をしている学生やお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の賠償責任を負担することとなった場合に補償します。(自己負担額なし)		—	500万円
	⑩ 学生生活用動産の補償 お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。		—	50万円
	⑪  弁護士費用補償	弁護士費用(自己負担割合10%) 弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。	通算300万円限度	
		法律相談・書類作成費用(自己負担割合1,000円) 弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。	通算10万円限度	
掛金(2年間／一時払のみ)			45,710円 保険料 45,380円 + 制度運営費 330円	50,710円 保険料 50,380円 + 制度運営費 330円

●「-」は補償されませんのでご注意ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

●学業費用保険金、疾病学業費用保険金の学業費用支払対象期間は2028年4月1日までです。

●上記は職種級別A級「学生など」の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●第三者への賠償事故に関しては、別途全員加入している「学生共済会」で補償されます。

●保険料のうち、疾病保険契約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年11月現在)

●制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

## ◆加入手続きのご案内 早くて便利なWEB申込みがおすすめです!



スマートフォンやタブレットから左の2次元コードか  
<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/cit>  
までアクセスしてください。  
※お手続き方法の詳細は『ご加入手続きについて』をご参照ください。

スマートフォンやパソコンでのお手続きを希望されない方は、郵便振込での手続方法をご案内します。  
シー・アイ・ティ・サービス 047-454-9776 までお問い合わせください。受付時間:平日午前9時から午後5時まで

## ◆ご加入者様向けサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

弁護のちからでは、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

### サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)

- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)  
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- こどものお悩みほっとライン

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。  
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。  
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。  
(注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。  
(注7) 応対者の指名はできません。  
(注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。  
(注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。  
(注10) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

## ◆事故が起こったら

### 1 事故が起きたら

早急にご連絡を  
(30日以内)



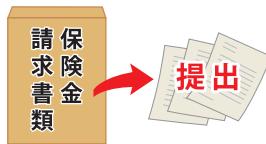
### 2 電話連絡をしてください

【24時間365日事故受付サービス】  
事故サポートセンター  
**0120-727-110**(無料)



### 3 請求書を提出

保険金請求書類が送付されます  
ので、できるだけ早く書類をご返信ください。



### 4 保険金が支払われます

ご指定の口座へ  
お支払いします。

